

社労士法人大竹事務所通信

2022年4月(Vol.179)

〒541-0046

大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD.三休橋 301

電話:06-6147-4763 FAX:06-6147-4795

URL: <http://osaka-otake.com/>

個人情報保護法改正で確認しておくべきこととは？

◆コンピューターウイルス Emotet(エモテット)の感染被害拡大中

現在、取引先等を装ってメールを送り付け、添付ファイルを開くと感染するコンピューターウイルス Emotet の感染被害が拡大しています。

特徴は、メールの受信者が過去にメールのやり取りをしたことのある、実在の相手の氏名、メールアドレス、メール内容等の一部が流用されたりして偽メールと気付きにくい点です。

独立行政法人情報処理推進機構によれば、Emotet に感染した組織から窃取された、正規のメール文面やメールアドレス等の情報が使われていると考えられるということです。

◆改正個人情報保護法で個人情報漏洩等が発生した場合の報告が義務化

令和4年4月施行の改正個人情報保護法では、実際に被害が発生していなくても、個人情報漏洩等が発生した場合の個人情報保護委員会への報告が義務化されます。上記偽メールの被害に遭った企業では、氏名やメールアドレスなどが外部に流出したケースも確認されています。

こうした万が一に備えるため、個人情報保護委員会では漏洩等報告の手順の整備を呼びかけています。

◆安全管理のために講じた措置の公表等も義務化

また、どのような安全管理措置が講じられているか、本人が把握できるようにする観点から、安全管理措置の公表等が原則義務化されるほか、本人の開示請求の要件が緩和されます。保有個人データを棚卸しし、開示請求に備えておく必要があります。



さらに、外国にある第三者に個人データを提供する場合の情報提供等も改正されますので、自社の対策に漏れないか、確認しておきましょう。

【情報処理推進機構「Emotet(エモテット)」と呼ばれるウイルスへの感染を狙うメールについて】

<https://www.ipa.go.jp/security/announce/20191202.html>

【個人情報保護委員会「改正個人情報保護法対応チェックポイント」】https://www.ppc.go.jp/news/kaiseihogohou_checkpoint/

令和4年4月からの年金制度

年金制度改正法(令和2年法律第40号)等の施行により、年金制度の一部が改正されます。4月からどのように変わるのか見ていきます。

◆繰下げ受給の上限年齢引上げ

老齢年金の繰下げ年齢の上限が75歳に引き上げられます(現在の上限は70歳)。また、65歳に達した日後に受給権を取得した場合についても、繰下げの上限が10年に引き上げられます(現在は5年)。

◆繰上げ受給の減額率の見直し

年金の繰上げ受給をした場合の減額率が、1月あたり0.4%に変更されます(現在は0.5%)。

◆在職老齢年金制度の見直し

60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生

年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲が拡大されます(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準が 28 万円から 47 万円に緩和。65 歳以上の在職老齢年金と同じ基準に)。

◆加給年金の支給停止規定の見直し

加給年金の加算対象となる配偶者が、被保険者期間が 20 年(中高年齢者等の特例に該当する方を含む)以上ある老齢、退職を支給事由とする年金の受給権を有する場合、その支給の有無にかかわらず加給年金が支給停止となります(経過措置あり)。

◆在職定時改定の導入

現在は、老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者となった場合、65 歳以降の被保険者期間は資格喪失時(退職時・70 歳到達時)にのみ年金額が改定されますが、在職中の 65 歳以上 70 歳未満の老齢厚生年金受給者について、年金額が毎年 1 回定時に改定が行われるようになります。

◆国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え

国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方には、「基礎年金番号通知書」が発行されることとなります。既に年金手帳を所持している方には「基礎年金番号通知書」は発行されません。

【日本年金機構「令和 4 年 4 月から年金制度が改正されます」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0401.html>

企業で取り組むカスハラ対策

◆カスタマーハラスメントとは？

カスタマーハラスメント(以下、カスハラ)とは、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為を指します。令和 2 年 1 月に「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が策定され、カスハラに関して、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取り組みを行うことが望ましいこと、また、被害を防止するための取り組みを行うことが有効であること等が定められました。

◆判断基準は企業内で統一

「これってカスハラ？」と従業員が思ったときに、判断基準が曖昧では、対応に遅れが出てしまいます。各企業で、あらかじめ判断基準を明確にしたうえで、企業内の考え方、対応方針を統一して現場と共有しておくことが重要です。その際は、①顧客等の要求内容に妥当性はあるか、②要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らして相当な範囲か、という観点が有用です。

◆何から始める？

厚生労働省から示されているカスハラ対策の基本的な枠組みは、以下の通りです。

【事前の準備】

- ① 事業主の基本方針・基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発
- ② 従業員(被害者)のための相談対応体制の整備
- ③ 対応方法、手順の策定
- ④ 社内対応ルールの従業員等への教育・研修

【実際に起こったら】

- ⑤ 事実関係の正確な確認と事案への対応
- ⑥ 従業員への配慮の措置
- ⑦ 再発防止のための取り組み
- ⑧ その他の措置

自社でどのような事例が起こり得るか、現場を含めて検討し、社内でしっかり準備しておきましょう。

【厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を作成しました！】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24067.html

小学校休業等対応助成金の個人申請手続きが改善されました

◆第 6 波の影響で小学校休業等対応助成金が期間延長

新型コロナウイルスの第 6 波の影響で、多くの小学校や保育園で臨時休校・休園が発生し、働く保護者は子どもの世話をするため仕事を休まざるを得ない状況になりました。厚生労働省は、このような保護者に対して活用できる小学校休業等対応助成金の対象となる休暇期間を 6 月末まで延長し、個人の申請手続きを改善することを公表しました。

小学校休業等対応助成金は、小学校等の臨時休校等により仕事を休まざるを得ない保護者に対して、有給休

暇を取得させた事業主に賃金が全額(緊急事態宣言まん延防止等重点措置の実施区域の場合、日額最大15,000円)支給されます。

◆個人申請の場合の手続きの改善

しかし、小学校休業等対応助成金は、昨年の感染拡大時には従業員が事業主に自分で助成金のことを言い出しにくかったり、労働局に直接申請をしても後日労働局から勤め先に確認し同意が得られなければ支給されなかったりしたため、活用が進みませんでした。

このような状況から、本助成金の個人申請の手続きが改善され、労働局の「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」で労働者からの相談内容に応じて、事業主に助成金活用の働きかけを行い、事業主が休業させたことの確認が得られていない場合でも、まずは申請を受け付けることになりました。

また、労働局は事業主に対して、事業主が小学校休業等対応助成金の活用に応じない場合の労働者個人による休業支援金・給付金の仕組みによる申請について、理解と協力を求めるリーフレットを公表しています。詳しくは下記のリーフレットをご確認ください。

【厚生労働省・都道府県労働局リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000909497.pdf>

【厚生労働省・「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10259.html

4月の労務と税務の手続き[提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出
[市区町村]

5月2日

- 預金管理状況報告の提出[労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付
[都道府県・市町村]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第1期>
[郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

・土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間
(4月1日から20日または第1期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間)

～編集後記～

桜が見ごろですね。本当に綺麗です。

新年度になり、新入社や異動のため新天地で4月を迎えられた方も多いと思います。慣れるまでは大変だと思いますが、新しい環境を楽しみつつ無理せず頑張ってくださいませ。

今月も最後までお読みくださり、ありがとうございました。(R.O)

スタッフブログより

【起床時間を早める取組①】

先日声高らかに早起きを宣言してから1週間ほどが経ちました。平日について毎朝「5時起き」を継続しております。(二度寝もしていません 笑)

これまでにしていることは、「買ったもののなかなか読んでいなかった書籍を読む」「社会保険労務士会からの定期刊行物を読む」「お客様に説明する資料を読む(勉強のためです 汗)」といったところです。

良い時間を過ごせていると個人的には思っています。

次はスタートから1か月経過する頃です。

二度寝ばかりにならないように注意しなければと思っていましたが、今度はblogの内容がこちらの報告ばかりにならないように注意しなければとも思い始めた今日この頃です。

にしぐち(2022-03-11)

【お客様発表】

弊所ではほぼ毎週「お客様発表」を行っております。事務所職員順不同で行い、発表担当になった場合はその場を仕切ってもらっています。

お客様発表を行う目的は、HP等でわかる「公開された情報以外を皆で共有する」ことにあると考えています。お客様と日ごろ接する機会の少ない職員さんに対しても、書面上の情報だけではなく、「社長やご担当者様のお人柄やお考えも共有する」ことで、仕事への面白みが出てくるのではと期待しています。

更には、事務所としてお客様への提案内容や提案方法にも幅が出てきますし、職員個人が対応方法に疑問を持っていれば皆でサポートすることも出来ると考えております。

私達がお客様に対して機械的なサポートだけではなく、「感情を持った人として様々な面でのサポートをすること」が、事務所の差別化に繋がればいいなあと日々試行錯誤しております。

おぎの(2022-4-1)

【真のお客様??】

「もっと生産性をあげなさい！」と言われて、皆さまはまず何を考えますか？

「無駄な時間を省く」「効率的に動く」などなど、「業務改善」というところに焦点が当たると思います。もしかすると、「今でも効率的に動いているのに、これ以上何をせえってゆうねん!!」と思われる方もいるかもしれません。

先日、岡山市にある私の”師匠”の下に研修に参りまして、こんなお話を聞いてきました。
(師匠は岡山の方です。)

師匠:「タクシーの運転手さんって、何しとる？」

私:「はあ、お客様を乗せて目的地まで連れて行ってくれます。」

師匠:「違うがぁ。それが本当の仕事の目的じゃろか？観光地のタクシー運転手さんは、例えば、名所のことについてお客さんに話しかけるとか、名刺を渡して『また帰りにご利用される場合はここに電話して下さいね』ってゆーたらどうじゃろ。他にも、A5サイズの手書きの観光地の地図なんか渡したら、めっちゃええやろねえ。」

師匠:「他にも、病院だったらどうじゃろ？駐車場の案内してくれるおじさん、その方がめっちゃ愛想悪いと、その病院の医者まで感じ悪く思ったりするかもしれんわな。観光地のタクシー運転手さんは、観光客にとってはその街で最初に会う人だったり、病院の駐車場を案内してくれる人も、同じくその病院の顔になるかもしれんわな。」

現場の一人が動けることと考えると、もしかすると「これ以上何もできない」という状況かもしれません。けれど、全体で連携することを考えてみたら、より効率的に「儲ける」ことが出来るかもしれません。

と、先日はこんなヒントも頂いてきました。

おおたけ(2022-04-04)